

生活環境保全事業の概要

～いわゆる「ごみ屋敷」対策の状況～

【平成29年度版】

足立区環境部
生活環境保全課

電話 03(3880)5410直通

生活環境保全課(ごみ屋敷等対策) ～設置経緯～

- 平成22年度 都市建設部「道路・建築監察PT」の報告～提言
道路監察と建築監察が、ビューティフルウィンドウズ運動に
おける問題点を整理
 - ホームレス ■ごみ屋敷 ■独居高齢者
 - 廃家電ストックヤード ■空き家の管理 ■不法投棄 など
- 平成24年度 民間の土地に関する苦情の総合窓口設置
4月1日 生活環境調整担当課設置
※生活環境に関する苦情の総合窓口、現場対応開始

「生活環境の保全に関する条例」 ～制定経過～

- H24.5.1～31 パブリックコメント実施
6. (パブリックコメント回答検討)
 7. 審議会委員報酬、支援経費等予算要求(補正)
 8. (パブリックコメント回答)
条例(案)確定
 9. 第3回定例会案件提出
(法務課へ条例制定依頼)
- 10.25 本会議(条例議決・補正予算成立)
11. 閉会中委員会(要綱、規則設置報告)
- H25. 1. 1 施行

2

「ごみ屋敷」対策の現状から見える課題

- ◆ごみや樹木・雑草等の放置 →悪臭・害虫等の発生・放火の恐れ
- ◆道路へのはみ出し →通行への支障や交通事故の誘発
- ◆空き家・空き地の不適切な管理 →不法投棄、防火・防犯上の不安
- ◆近隣に及ぼす影響・近隣との関係悪化 →孤立化・孤独化
- ◆高齢・生活困窮・障がい・精神疾患

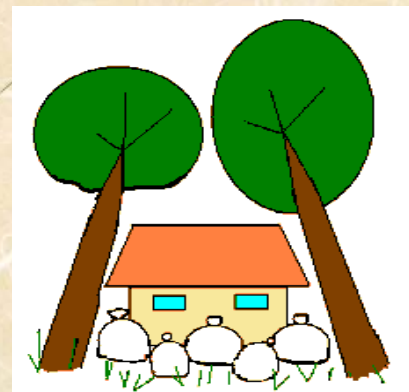
→自らの解決不能

不衛生化

生活環境の悪化

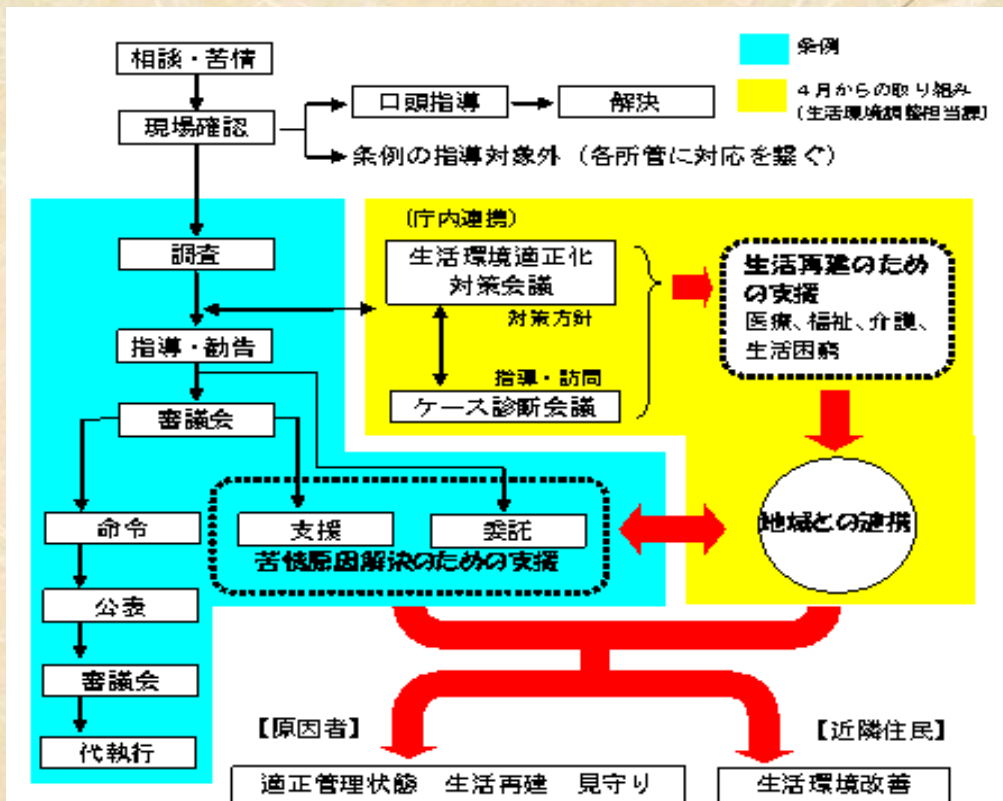
セルフネグレクト化*

自らが生活することに必要な行為をしないことによる、自己の心身への悪影響を放置している状態



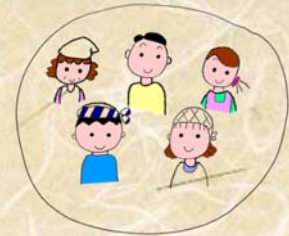
3

◆生活環境の保全に関する条例（概要図）



4

支援内容



① 庁内連携による生活再建支援

福祉・衛生・包括支援センター等とケース診断会議を開き、生活支援メニューの作成と計画的なサポートを実施

② 町会・自治会等ボランティアへの支援

ゴミ出しや分別に協力していただける地域団体等へ、必要物品の貸与及び支給、謝礼の交付

③ 上記支援で解決困難な場合の支援

区が業者に委託して改善を実施し、依頼者に求償する。
1事案につき、原則1回。

5

審議会の設置

土地等の状況及び周辺的生活環境への影響などを総合的に審議し、対応方針や支援について第三者の意見を求めることを目的に生活環境保全審議会を設置しました。

- 弁護士
- 医師
- 学識経験者
- 町会・自治会連合会役員
- 民生・児童委員役員
- まちづくり推進委員
- 社会福祉協議会
- 区職員(部長職6名) 計13名で構成



■ 委員を補佐する幹事(区職員部長職6名)

6

生活環境適正化対策会議

- 目的は、関係所管の連携を図り、効果的で適正な対策を進めることにあります。

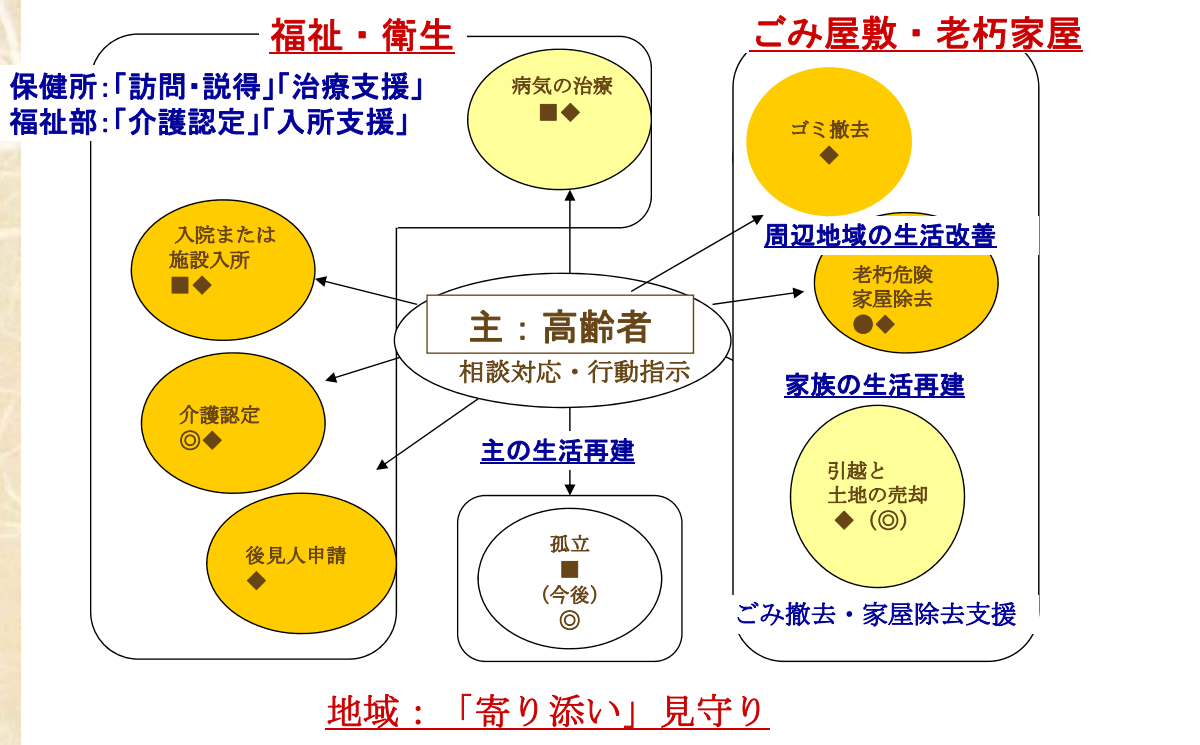
会議に出席している部・機関は次のとおりです。

- 地域のちから推進部・・・孤立ゼロプロジェクト担当
- 福祉部・・・福祉管理課、高齢サービス課、etc.
- 衛生部・・・衛生管理課、生活衛生課、
- 環境部・・・環境政策課、生活環境保全課(事務局) etc.
- 都市建設部・・・道路管理課、工事課、公園管理課
- 社会福祉協議会・・・福祉サービス、生活支援

※条例による調査を実施するため、区民部も協力。

7

ケース診断会議【課題関連図・参考事例】



8

相談件数

平成24年4月に総合窓口を開設

当初25件の事例を引き継ぎ

これまで674件の相談等に対応



(平成29年7月末日現在)

●対策を継続中 136件

ごみ屋敷67、樹木53、その他168

●指導等により解決 538件

ごみ屋敷129、樹木278、その他131

解決率79.8%

9

●【今後の課題】

● 1 関係所管の連携強化(縦割りの排除)

● ※対象者の生活再建に係る行政サービスの提供

● 2 空き家に関する対応

● 空家等対策の推進に関する特別措置法の施行

● <対応所管>

● ・樹木、雑草の繁茂⇒生活環境保全課

● ・老朽危険家屋⇒建築安全課

● ・空き家の利活用等⇒住宅課



27

【参考】

<空家等対策の推進に関する特別措置法>

平成26年11月27日交付、平成27年2月26日一部施行

平成27年5月26日本施行

【特徴】

①調査権の拡充

土地・建物に対する固定資産税納入者の調査が可能

②国、都からの財政措置

③罰則(過料)の適用

改善勧告命令違反:50万円以下の過料

調査拒否、妨害等:20万円以下の過料

28

解決への新しい手法の導入

【相続財産管理人選任による解決事例】

対象者の死亡により、相続人が不存在のごみ屋敷事例に対し、条例を根拠に相続財産管理人の選任を家庭裁判所に申請した。(承認後に予納金を納付。)一般的には、100万円。

その後、相続財産管理人として選任された弁護士が、対象事例の財産等を処分。

予納金の返還を確認。本事例が解決。

今後、相続人が不在な「空き家」に対しても適用が可能。